

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
1	6	第2	4	(1)			(1)(仮称)蒲生学園	現蒲生小校舎の解体工事について、既存杭については全て引抜きを行うという理解で宜しいでしょうか。また、既存杭引抜き後の引抜き孔の埋め戻しについてどのような処置を行う予定でしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.13の回答を参照ください。
2	6	第2	4	(1)			(1)(仮称)蒲生学園	現蒲生小校舎の解体工事について、現在施工中かと思われませんが既存杭が抜けにくい等の問題は発生しておりますでしょうか。またその問題が本事業に影響する場合、費用については提案金額から別途という認識で宜しいでしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.1の回答を参照ください。
3	6	第2	4	(1)			(1)(仮称)蒲生学園	現蒲生小校舎の解体工事について、大型車両にて搬出入を行っていると思われそうですが、近隣住民からの要望等により、決められたルート等はございますでしょうか。	近隣住民の要望等による決められたルートはありません。なお、解体工事における工事車両のルートは、工事業者との協議により決定しています(主要地方道足立越谷線→市道90848号線(越谷登戸郵便局前の道路)→市道90007号線(NTT東日本蒲生前の道路)→現場出入口)。
4	9	第2	11				事業者の収入	SPCの設立・運営に係る費用は、「設計及び建設・工事監理業務の対価」に含まれるという理解でよろしいですか。	SPCの設立に関する費用は「設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」、SPCの運営費用は「維持管理業務のサービスの対価」となります。(令和4年2月28日公表「入札説明書に関する質問への回答」No.3の回答を参照ください。)
5	23	第5	4				予定価格	物価上昇等により、前回の予定価格から上昇していると理解しております。予定価格の内訳(設計・建設・維持管理等)をご教示頂く事は可能でしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.4の回答を参照ください。
6	30	第7	5		②		設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に係る一時支払金	一般単独事業債等の計算対象費目について、各費用の税抜金額にて一般単独事業債等の金額を積算するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。(令和4年2月28日公表「入札説明書に関する質問への回答」No.17の回答を参照ください。)
7	30	第7	5		②		設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に係る一時支払金	一般単独事業債等の計算において(ただし、十万円未満切り捨て)とありますが、十万円未満切り捨ては75%を乗じた後に行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。(令和4年2月28日公表「入札説明書に関する質問への回答」No.18の回答を参照ください。)

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
8	30	第7	5		②		一時支払金	<p>川柳学園一時支払金につきまして</p> <p>①(ア)国補助金等相当額:736,525,000円は消費税等を除いた額という理解で宜しいでしょうか。</p> <p>②(イ)(i)学校教育施設等整備事業債等:669,182,000円は消費税等を除いた額という理解で宜しいでしょうか。</p> <p>③(イ)(ii)一般単独事業債等は消費税等を除いた額という理解で宜しいでしょうか。</p> <p>④(ウ)一般財源相当額:74,490,000円は消費税等を除いた額という理解で宜しいでしょうか。</p> <p>⑤上記は全て消費税等を除いた額であり、別途消費税等を一時支払金と同時にお支払いされるという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>例えば上記(ア)国補助金等相当額:736,525,000円は消費税等を除いた額であり、実際の一時支払時には消費税等込として810,177,500円が支払われるという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>①～⑤(すべて)お見込みのとおりです。(令和4年2月28日公表「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.8の回答を参照ください。)</p>
9	30	第7	5		②		一時支払金	<p>蒲生学園第1期一時支払金につきまして</p> <p>①(ア)国補助金等相当額:1,516,970,000円は消費税等を除いた額という理解で宜しいでしょうか。</p> <p>②(イ)(i)学校教育施設等整備事業債等:1,436,545,000円は消費税等を除いた額という理解で宜しいでしょうか。</p> <p>③(イ)(ii)一般単独事業債等は消費税等を除いた額という理解で宜しいでしょうか。</p> <p>④(ウ)一般財源相当額:202,961,000円は消費税等を除いた額という理解で宜しいでしょうか。</p> <p>⑤上記は全て消費税等を除いた額であり、別途消費税等を一時支払金と同時にお支払いされるという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>例えば、上記(ア)国補助金等相当額:1,516,970,000円は消費税等を除いた額であり、実際の一時支払時には消費税等込で1,668,667,000円が支払われるという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>①～⑤(すべて)お見込みのとおりです。</p>
10	31	第7	5		②		一時支払金	<p>蒲生学園第2期一時支払金につきまして</p> <p>①(イ)(ii)一般単独事業債等は消費税等を除いた額という理解で宜しいでしょうか。</p> <p>②上記は消費税等を除いた額であり、別途消費税等を一時支払金と同時にお支払いされるという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>例えば、上記(イ)(ii)一般単独事業債等が100万円(消費税等含まず)だった場合、実際の一時支払時には消費税等込みで110万円が支払われるという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>①及び②お見込みのとおりです。(令和4年2月28日公表「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.10の回答を参照ください。)</p>

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
11							リスク分担表	今後リスク分担表を作成・公表される予定はありますか。	リスク分担は仮事業契約書(案)に示すとおりのため、別途作成・公表はいたしません。(令和4年2月28日公表「入札説明書に関する質問への回答」No.35の回答を参照ください。)
12							前回資料等に関する質問、対話の回答について	念のための確認となりますが、前回入札の際に公表された資料等に関する質問および個別対話の貴市の回答については、再公告の資料において回答に対する変更が無い場合は前回の貴市回答が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。(入札説明書に限らず、公表資料全てに関する質問になります。)	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.14の回答を参照ください。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
1	○		9	第1	5	(1)	⑦				インフラ	蒲生小の解体後の各インフラの引込み管等の状況をご教授ください。	【(仮称)蒲生学園】閲覧資料4を追加しますので参照ください(主な樹木の残置・撤去の状況も含まれます)。また、解体後においても本事業開始まで校舎跡と校庭の間に児童等の安全性を確保するため、仮囲い(鋼板)を設置しています。この仮囲いの撤去・処分についても本事業の事業範囲に含まれます。なお、当該仮囲いを本事業にて再利用することも可とします。
2	○		11	第1	5	(3)					(仮称)蒲生学園 駐車場	駐車場管理について要求水準はございますか。駐車場管制設備の導入の必要性如何と、必要ならばその仕様についてご教示ください。	駐車場管制設備の要求仕様はありません。(令和4年2月28日公表「要求水準書に関する質問への回答」No.4の回答を参照ください。)
3	○		11	第1	5	(3)					(仮称)蒲生学園 プール	地域開放は予定していないとのご回答をいただきましたが(実施方針に関する意見への回答2021年0921版)、屋内型、温水プールということで、他校との共用化等による使用期間延長はありますか。6月から10月(要求水準書案に関する質問への回答2021年1129版)を設備保守期間としてよろしいですか。	前段:他校との共用化による使用期間延長は想定していません。 後段:「【(仮称)蒲生学園】資料13 主な維持管理業務項目詳細一覧」をご確認ください。 (令和4年2月28日公表「要求水準書に関する質問への回答」No.5の回答を参照ください。)
4	○		16	第1	6	(3)					(仮称)川柳学園のビル 管法適用	本事業における整備対象は増築分の約7,800㎡ですが、既存棟と合わせると8,000㎡を超えると考えられます。建築物衛生法(ビル管法)の適用があるとして新校舎内のみの設備設置をすることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。既存校舎については、法令に則り、今後、本市での対応を想定しています。(令和4年2月28日公表「要求水準書に関する質問への回答」No.7の回答を参照ください。)
5	○		24	第2	1	(3)	①			(a)	多目的室の 設備	蒲生、川柳いずれも、多目的室に音響・AV設備は必要ですか。	要求水準では必須としていません。事業者提案は可能です。(令和4年2月28日公表「要求水準書に関する質問への回答」No.8の回答を参照ください。)
6	○		28	第2	1	(3)	③			(b)	手洗い場の給 湯	新型コロナウイルス感染防止対策として手洗いの励行が推奨されておりますところ、小中学生の手洗い場に給湯を設備するお考えはありますか。	市では想定していません。(令和4年2月28日公表「要求水準書に関する質問への回答」No.12の回答を参照ください。)
7	○		28	第2	1	(3)	③			(e)	給水分担金	給水分担金の支払いを本事業に含むとありますが、蒲生学園は蒲生小学校および蒲生第二小学校の既設引き込み管があるため、それらの分担金との差し引きで計上すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。(令和4年2月28日公表「要求水準書に関する質問への回答」No.13の回答を参照ください。)

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
8	○		29	第2	1	(3)	④	ア		(c)		「トイレ排水及び校庭散水設備の給水は雨水を再利用した中水を利用すること」とありますが、クロスコネクション防止の観点から校庭散水のみの中水利用とされてはいかがでしょうか。	トイレ排水の中水利用を行った場合もクロスコネクションが起こらないように設計ください。(令和4年2月28日公表「要求水準書に関する質問への回答」No.14の回答を参照ください。)
9	○		50	第4	3	(1)				(m)		「屋内運動場内バスケットゴール等の設備は定期的に取り付け・可動状態を点検し」とありますが、蒲生学園資料7 P13⑥ア◎ではバスケットゴールは極力固定とすることが望ましいとあります。固定方式が望ましいと考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。(令和4年2月28日公表「要求水準書に関する質問への回答」No.21の回答を参照ください。)
10	○		51	第4	6	(1)	①			(a)	機械警備	警備業認定を持たない維持管理JVが、機械警備を大手警備保障会社へ発注して業務にあたる実施体制でも可でしょうか。	お見込みのとおりです。(令和4年2月28日公表「要求水準書に関する質問への回答」No.22の回答を参照ください。)
11	○		53	第4	7	(1)				(a)		「事業期間全体の長期修繕計画を作成し」とありますが、事業期間内に機器の更新が発生する計画になる場合、事業期間全体での修繕業務費28,000千円から除外されるという理解でよろしいですか。	基本的にはお見込みのとおりです。なお、大規模修繕の考え方は要求水準書P5「(3)事業の対象範囲」に記載のとおりです。(令和4年2月28日公表「要求水準書に関する質問への回答」No.23の回答を参照ください。)
12		【(仮称)蒲生学園】資料7	15			(2)	⑥	ウ	a		プール・プールサイド	プール使用時の想定水深を、低学年使用時・高学年使用時・中学生使用時でそれぞれお示しください。	低学年0.7m、中学年0.9m、高学年1.0m、中学生1.2mを想定しています。(令和4年2月28日公表「要求水準書に関する質問への回答」No.30の回答を参照ください。)
13		【(仮称)蒲生学園】資料7	18			(2)	⑨	ア		(a)	門の位置、設置個所数	東側道路に面して設置する自転車出入口門、児童・生徒用の登下校門を兼用することは可能でしょうか。	可能とします。ただし、児童・生徒の登下校の支障とならないようにすること、また安全面に配慮してください。
14		【(仮称)蒲生学園】資料7	18			(2)	⑨	ア		(a)	門の位置、設置個所数	各々の門の設置位置に関しては提案によるという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15		【(仮称)川柳学園】資料7	5			(2)	③	オ			家庭科室・家庭科準備室	家庭科室の流しで湯の使用を想定されていますか。	【(仮称)川柳学園】資料6, 8の通りです。(令和4年2月28日公表「要求水準書に関する質問への回答」No.34の回答を参照ください。)
16		【(仮称)川柳学園】資料7	5			(2)	③	オ			家庭科室・家庭科準備室	家庭科室の排水にはグリーストラップが必要という理解でよろしいですか。	お見込みのとおりです。(令和4年2月28日公表「要求水準書に関する質問への回答」No.35の回答を参照ください。)

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
17		【(仮称)蒲生学園】資料8 【(仮称)川柳学園】資料8									什器・備品リスト	リストの項目「建設業務に含む」欄に丸印が無いものも、本事業の業務に該当するという理解でよろしいですか。丸印が無いものは本事業の業務に含まれるが、「建設業務以外の業務」が受け持つということでしょうか。	丸印が無いものも本事業に含みます。「建設業務に含む」欄に丸印があるものは造り付け家具(可動と表記のあるもの以外)とお考え下さい。(令和4年2月28日公表「要求水準書に関する質問への回答」No.39の回答を参照ください。)
18		【(仮称)川柳学園】資料13	3								市道90616号線	市道90616号線の工事状況をご教授ください。	市道90616号線における歩道蓋の撤去及びボックスカルバートの敷設工事は竣工しています。竣工後の図面を【(仮称)川柳学園】閲覧資料3として追加しますので参照ください。

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
1	○			入札参加資格書類	「確定申告書類一式」で必要とされる様式を具体的にお示し下さい。	確定申告書類から「税務署の受付印又は電子申告の受信通知」、「別表1から16」、「貸借対照表」、「損益計算書」、「販売費及び一般管理費明細表」、「製造原価報告書(未作成の場合、省略可)」、「株主資本等変動計算書」、「勘定科目内訳書」、「法人事業概況説明書」の提出を求めてまいります。(令和4年2月28日公表「様式集及び作成要領に関する質問への回答」No.3後段の回答を参照ください。)
2	○		6	提案書	入札参加グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名及びロゴマーク等を一切記載せずとございますが、入札参加グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業以外の企業については、企業名を記載することは可能でしょうか。	可能です。(令和4年2月28日公表「様式集及び作成要領に関する質問への回答」No.11の回答を参照ください。)
3	○			提案書	関心表明書の写し等を提案内容の確証として提案書に添付して提出することは可能という理解でよろしいでしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.9の回答を参照ください。
4	○			関心表明書等	「本事業の実施にあたって、直接関係のない関心表明書等は提出不要とし、提出があっても評価の対象としない。」とございますが、事業に関係のある関心表明書は評価の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、どの審査項目で評価されるのか詳細な基準をご教示頂きたいと存じます。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.9の回答を参照ください。
5		2-5	2	参加資格要件に関する書類	維持管理業務の実施にあたり、必要な資格(許可、登録及び認定等)を有することを証する書類を添付、とありますが、「必要な資格」を具体的にお示しください。	一例として、消防法に基づいた点検を行う際には、消防設備士または、消防設備点検資格者などの資格が必須であるように、各業務を遂行するにあたっては、関係法令に基づいた資格者証等の添付を求めています。(令和4年2月28日公表「様式集及び作成要領に関する質問への回答」No.31の回答を参照ください。)
6		A-4		消費税及び地方消費税の額	3.消費税及び地方消費税の額に記載の金額は、設計及び建設・工事監理業務のサービス対価と維持管理業務のサービス対価、それぞれの総額に対して消費税率を乗じて計算した金額ではなく、各サービス対価の支払回ごとに消費税額を計算し、その合計金額を記載するという理解でよろしいでしょうか。総額に対して消費税を計算する場合と、各回の消費税の合計とでは端数処理による差が生じるため確認させていただきたく存じます。	お見込みのとおりです。(令和4年2月28日公表「様式集及び作成要領に関する質問への回答」No.37の回答を参照ください。)
7		I-1	2	(1)割賦金利について	提案提出時に使用する基準金利が0.9%から1.5%へ変更されておりますが、入札価格の増加要因となりますので、使用する基準金利は0.9%のままとするか、当該変更分を加味した予定価格の設定をお願いいたします。	基準金利の変更等を踏まえて予定価格を設定しています。

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
8		I-2		DSCR	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんか。	金融機関が債務返済能力を合理的に認めるものであれば結構です。(令和4年2月28日公表「様式集及び作成要領に関する質問への回答」No.41の回答を参照ください。)
9		I-2		DSCR	DSCRの算定にあたり、劣後ローンによる調達等で内容的に資本金と同等にみなせるものについては計算に含めないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。(令和4年2月28日公表「様式集及び作成要領に関する質問への回答」No.42の回答を参照ください。)
10		I-2		市からの収入	市からの収入の「その他費用相当分」とは維持管理業務のサービス対価(その他費用)を指しているという理解でよろしいでしょうか。	「様式J-2 維持管理業務費見積書(年次計画表)」の「② その他費用(年次計画表)」に計上する金額を指します。(令和4年2月28日公表「様式集及び作成要領に関する質問への回答」No.43の回答を参照ください。)
11		I-2		資金収支計画表	横軸4行目のR4-R22年度につきまして ①SPCの清算年度(R23年度)の追加 ②R4年度の削除 は可能でしょうか。	①事業者の提案によるものとします。 ②可とします。
12		J-2		維持管理業務費 その他費用	本様式における費用は、費用の発生時期に応じた支出を記載するのではなく、全て平準化した金額を記載すればよろしいでしょうか。費用の発生時期に応じた支出を記載する場合、修繕業務については様式J-4記載の金額と年度ごとに整合性がとれていることが必要という理解でよろしいでしょうか。	様式J-2については、第1回(令和8年11月)から第3回(令和9年5月)の支払いを除き、各回(毎四半期)ごとの支払いが同額となるよう、平準化した金額を記載してください。第1回支払いは維持管理業務の業務期間が(仮称)蒲生学園の第1期建設工事の施設引渡し日から9月となっていること、第1回から第3回支払いには修繕業務費が含まないことに留意してください。 様式J-4については、応募者の提案による長期修繕(保全)計画に基づき、当該年度に実際に想定される支出を記載してください。 なお、様式J-2「修繕業務」の小計列の合計値と様式J-4の合計値はそれぞれ28,000千円となることを確認ください。
13		J-2		J-2 維持管理業務費見積書(年次計画表)	39行目以下「②その他費用」については事業期間終了翌年度にSPC清算結了まで費用を適切に表すために、事業期間終了翌年度(令和23年度)列を様式に追加可能でしょうか。	事業者の提案によるものとします。



様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
14		K-1	1	様式No欄への記載	「提案書」において、実現可能であることが確認できる項目については、その内容が示されている様式番号(複数可)についても、様式No欄に記載してください。」とありますが、確認事項に記載されている内容のすべてを提案書に記載することは難しいですから、要求水準を順守する前提として、様式No欄が空欄でも減点評価にはならないと考えてよろしいでしょうか。 なお、次段に記載の「望ましい」「期待する」など実施の有無を提案に委ねられている場合は、明記または「-」にて回答するという理解でよろしいですか。	お見込みのとおりです。各項目の確認事項について、実現可能であることを確認の上、入札参加者確認欄に「○」を記載したうえで、それに該当する内容が提案書で示されている場合は様式番号(複数可)を様式No欄に記載してください。(令和4年2月28日公表「様式集及び作成要領に関する質問への回答」No.53の回答を参照ください。)
15		提案書全般			提案書に記載する文字サイズに想定(〇〇pt以上等)があればご教示願います。	審査に支障をきたさない範囲で事業者の提案によるものとします。

落札者決定基準に関する質問への回答

No	本編	別紙 番号	頁	第1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		5	5	(4)	価格評価点の算定	予定価格の満額で応札すると価格評価点は0点となります。物価上昇傾向の状況で、予定価格内におさめるためにも企業努力をしており、予定価格の範囲内であれば300点中の何点か獲得できる計算式に変更頂けませんか。	原案のとおりとします。

基本協定書(案)に関する質問への回答

No	本編	別記様式 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		6	12	2		談合その他不正行為	談合の排除措置命令を受けた場合、違約金20%となっておりますが、プロジェクトを担保として、資金調達する場合、金融機関から理論上のリスクに対応する為の当該違約金20%相当の担保を求められました。負担軽減措置をお願いしますでしょうか。	原案のとおりとします。なお、本条項が適応された場合に違約金を支払う責務が生じるのは、事業主体であるSPCではなく、基本協定の締結主体である代表企業、構成企業又は協力企業となります。(令和4年2月28日公表「基本協定書(案)に関する質問への回答」No.8の回答を参照ください。)

仮事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1		○	19	5	6	38	1			引き渡し期日の変更	事業者が負担した合理的な増加費用には、金融費用(ブ レークファンディングコストを含む。)も含まれる理解でよろ しいでしょうか。(14頁第28条1、15頁第29条2も同様)	合理的な増加費用として認められるものであれば、お見 込みのとおりです。(令和4年2月28日公表「仮事業契約 書(案)に関する質問への回答」No.20(及びNo.2)の回答 を参照ください。)
2		○	19	5	6	39	1			所有権保存登記	登記手続きを行う際の費用(登録免許税や各種委託費) については、貴市にてご負担いただけるという理解でよろ しいでしょうか。	お見込みのとおりです。(令和4年2月28日公表「仮事業 契約書(案)に関する質問への回答」No.21の回答を参照く ださい。)
3		○	35	9		65	3	(8)		市による本契約 の終了	本号による解除時において、当該解除が本施設の引渡し の前後のそれぞれになされた場合について、その違約金 に関しても以下規定されていますが、「基本協定書第12条 第2項から第4項による」違約金については、基本協定書 に基づき、代表企業、構成企業又は協力企業が負担する 債務であり、事業契約を締結する事業者が負担する債務 でない、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、本施設引渡し後の違約金 のうち、「次項第2号ア」に該当する「②維持管理業務の サービスの対価」の当該事業年度のサービスの対価の10 分の1に相当する金額及び当該額に係る消費税等の額 の合計額の支払いは事業者(SPC)に支払い義務が生じ ます。(令和4年2月28日公表「入札説明書等に関する個 別対話への回答」No.15の回答を参照ください。)
4		○	35	9		65	3	(8)		市による本契約 の終了	本号による契約の解除について、基本協定書第12条第2 項から第4項に基づく違約金については、基本協定書の 契約当事者が負担するものであり、事業者(SPC)が負担 する債務では無いという理解でよろしいでしょうか。	No.3の回答を参照ください。
5		○	35	9		65	3	(8)		市による本契約 の終了	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違 反した場合、違約金20%は過大であり、金融機関から資 金調達する場合には違約金20%相当の現金担保が必要 となります。修正をお願いできますでしょうか。	当該事由は第65条第3項第7号に該当します。その場合 の違約金は、第65条第4項に示すとおりです。(令和4年2 月28日公表「仮事業契約書(案)に関する質問への回答」 No.29の回答を参照ください。)
6		○	36	9		65	4	(1)	イ	市による本契約 の終了	貴市が買い取る出来形部分は、別紙4に記載されている 「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設・工事 監理業務のサービスの対価」のうち、「(1)施設費等 ア施 設費」に相当する金額に含まれるものが対象となるという 理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7		○	36	9		65	4	(1)	イ	市による本契約 の終了	出来形部分の買取について「本施設の出来形部分を検査 の上、相当する金額及び当該額に係る消費税等の額の 合計額で、本施設の出来形部分を買取ること。」として いただけないでしょうか。出来形部分の買取が担保され ない場合、ファイナンス組成に悪影響を及ぼすことが予想 されます。	原案のとおりとします。(令和4年2月28日公表「仮事業契 約書(案)に関する質問への回答」No.40(及びNo.39)の回 答を参照ください。)

仮事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
8		○	36	9		65	4	(1)	イ	市による本契約の終了	貴市に買い受けをいただく本件施設に係る出来形部分については、設計図書の出来形部分の他、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費（SPC設立費用、金融費用等）も含まれる理解でよろしいでしょうか。	別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」に相当する金額に含まれるものを対象として出来形部分を検討することになります。（令和4年2月28日公表「仮事業契約書(案)に関する質問への回答」No.41（及びNo.38）の回答を参照ください。）
9		○	37	9		66	2			事業者による本契約の終了	事業者による本契約の終了に関わる条件が規定されています。市の無謬性（むびゅうせい）を前提に市による本契約の終了の場合の条件設定がないものと理解しますが、過去においては、政府の事業仕分けによりPFI事業契約が解除された事例がありますので、市による本契約の終了の場合に備えた条件設定を願うことができますでしょうか？	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.11の回答を参照ください。

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No	別紙番号	頁	第1	1	(1)	①	a)	項目等	質問内容	回答
1	別紙1	51			(3)			「入札説明書等」	「入札説明書等」の定義については、令和3年12月23日に公表された資料に関する質問及び個別対話の市の回答も含むとの理解でよろしいでしょうか。貴市HP上の記載「上記入札説明書等と既に公表済みの下記資料(実施方針及び要求水準書(案)、実施方針及び要求水準書(案))に関する質問等に対する回答及び入札説明書等に関する質問等に対する回答)に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び要求水準書(案)に関する質問等に対する回答によるもの」より、含まれるとの理解でございます。	お見込みのとおりです。
2	別紙1	51			(4)			「要求水準書等」	「要求水準書等」の定義については、令和3年12月23日に公表された資料に関する質問及び個別対話の市の回答も含むとの理解でよろしいでしょうか。貴市HP上の記載「上記入札説明書等と既に公表済みの下記資料(実施方針及び要求水準書(案)、実施方針及び要求水準書(案))に関する質問等に対する回答及び入札説明書等に関する質問等に対する回答)に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び要求水準書(案)に関する質問等に対する回答によるもの」より、含まれるとの理解でございます。	お見込みのとおりです。
3	別紙4	58		1				サービスの対価の構成	設計費や保険料、SPC諸経費等、学校ごとの費用の区分けが困難な費用については、(仮称)川柳学園建設工事分、(仮称)蒲生学園第1期建設工事分又は(仮称)蒲生学園第2期建設工事分のサービス対価への振分けは事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	別紙4	58		1		①		設計及び建設・工事管理業務のサービスの対価	各割賦手数料の計算期間は事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、市は適法な請求書の提出を受けたうえで、支払い手続きを行ったうえで所定の期限までに支払いを実施するため、その期間を考慮のうえ提案ください。
5	別紙4	59		1		②		維持管理業務のサービスの対価	事業期間の維持管理業務費やその他費用の総額を、各支払回ごとに平準化した際に端数が生じる場合は、事業者の提案により調整すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No	別紙番号	頁	第1	1	(1)	①	a)	項目等	質問内容	回答
6	別紙4	60		3		① ② ③		割賦原価に対応する消費税相当支払方法	割賦原価に対応する消費税等は一時支払金と同時のお支払でしょうか。 分割の場合は、事業者は消費税等を考慮した額の長期調達をすることから、割賦原価も同じく消費税等を加味し、割賦原価(税抜)×110%を割賦原価としていただきたく、ご検討いただきたく、宜しく願い申し上げます。	前段: 割賦原価に対する消費税等相当額は割賦原価とあわせて支払われます。 後段: 設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価における施設費(割賦原価)については、消費税等相当額は含まれません。ただし、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価(割賦原価)にかかる消費税相当額の資金調達コストについては、予定価格に含んでいます。 (令和4年3月15日公表「事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答(令和4年3月15日修正)」No.17(及びNo.12後段)の回答を参照ください。)
7	別紙4	60		3		① ② ③		割賦元本に係る消費税及び地方消費税の支払いについて	平成30年度税制改正において長期割賦販売等に該当する資産の販売等に係る延払基準の適用が廃止されたことに伴い、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に係る消費税及び地方消費税は、施設引渡し時にその全額(延払い部分を含む)をSPCの会計に計上し、消費税を一括して申告・納付する必要があります。 延払いとなる割賦元本部分に係る消費税及び地方消費税相当額は、一時支払金支払時に、その総額をお支払いいただけるようご検討をお願いします。	割賦原価に対する消費税等相当額は割賦原価とあわせて支払われます。(令和4年3月15日公表「事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答(令和4年3月15日修正)」No.18(及びNo.17)の回答を参照ください。)
8	別紙4	60		3		① ② ③		消費税相当の割賦元本繰入	・各回割賦元本の消費税(10%)を割賦元本支払時に各々お支払いされる場合、当該消費税分の資金調達は引渡時点で行うため、その資金調達費用を「その他費用」として提案時点での固定金額とする場合、提案時点から引渡時点までの間の金利上昇リスクが生じることとなります。 ・これに起因して事業計画上、次の2点について懸念がございます。 ①金利上昇リスクに対応するためのコストを入札価格に織り込まざるを得ない。 ②場合によっては、事業の安定性に支障を来す可能性が起り得る。 ・これを回避するために、施設整備費用の割賦元本を消費税込とし、割賦手数料は当該割賦元本を元に算定するものとしてご検討していただきたくお願い致します。 長期割賦販売等の延払基準廃止に伴うPFI事業への影響について、2021年に内閣府から全国各自治体様向けにも対応について示されているとおり、本事業のVFMの観点からも何卒ご検討いただきたく、宜しく願い申し上げます。	原案のとおりとします。①については消費税等分の調達コストとして金利上昇リスクを見込んだ額としてご提案ください。(令和4年2月28日公表「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.47の回答を参照ください。)

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No	別紙番号	頁	第1	1	(1)	①	a)	項目等	質問内容	回答
9	別紙5	74		1				設計及び建設・工事監理のサービス対価の改定	建築費指数は暫定値には指数左側に「p」が表示されますが、改定に用いる指数は暫定値でなく、「p」が外れた時点の指数を用いる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	別紙5	74		1				設計及び建設・工事監理のサービス対価の改定	用いる建築費指数は標準指数(東京)でしょうか。または 地域指数(大阪、名古屋、福岡、広島、高松、金沢、新潟、仙台、札幌)のいずれかでしょうか。	標準指数(東京)を用います。
11	別紙5	75		2				維持管理物価改定	「毎年6月の「消費税を除く企業向けサービス価格指数」(以下、「企業向けサービス価格指数」という。)を用い、前回改定年度の前年(初回の改定時に対しては令和4年)の1月から12月までの指数の平均値と比較」について 単純に前回改定時の指数と今回のそれを比較しなければ、事業期間にわたって物価改定の結果に歪みが生じると思慮します。 毎年、前年5月-6月(計12ヵ月)同士の指数比較が適切と考えますが、いかがでしょうか。	原案のとおりとします。(令和4年3月15日公表「事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答(令和4年3月15日修正)」No.31の回答を参照ください。)